

共同研究契約書

医療法人医仁会武田総合病院（以下「甲」という。）と株式会社
（以下「乙」という。）は、下記の共同研究（以下「本共同研究」という。）について以
下のとおり契約を締結する。

研究課題：

研究目的：

研究内容：

研究期間：年月日から年月日まで

研究分担

甲：

乙：

研究実施場所

甲：医療法人医仁会武田総合病院 京都府京都市伏見区石田森南町28番地の1

乙：

（共同研究担当者等）

第1条 本共同研究責任者は、次のとおりとする。乙は、下記甲の本共同研究責任者を共
同研究員として受け入れる。

（甲）

（乙）

2 甲および乙は、必要と認められる場合には、前項に定める甲乙の本共同研究担当者以
外の者を、相手方の同意を得て、研究協力者として加えることができる。

（設備等）

第2条 甲および乙は、本共同研究の実施に必要とされる自己に係る施設・設備を本共同
研究の用に供する。

2 甲および乙は、その所有に属する施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担
する。

（費用）

第3条 甲および乙は、本共同研究に必要な経費をそれぞれ負担する。

2 甲および乙は前項以外に、本共同研究に必要な経費を自治体等の補助金事業にて資金
調達する場合は、甲および乙で協議しその割合に応じて分配する。

(研究の中止または延長)

第4条 甲および乙は、本共同研究を途中で中止または延長するときは、甲乙協議し、いずれかの当事者が一方的に中止または延長することはできない。

(発明等)

第5条 本共同研究の結果、知的財産（知的財産基本法第二条第1項に規定する発明その他の創作物、表示及び情報をいう。以下、同じ。）が生じたときは、甲および乙の本共同研究担当者は、速やかに甲および乙に届け出なければならない。

(発明等の取扱い)

第6条 甲および乙の本共同研究担当者が、共同して行った研究により知的財産が生じたときは甲および乙の共有とし、甲と乙は持分、実施対価、出願費用負担等について定めた共同出願契約を締結して、共同出願を行うことができる。

2 甲および乙は、自己の本共同研究担当者が、本共同研究の過程で単独で行った研究によって知的財産が生じたときは、単独で出願を行うことができる。ただし、出願についてあらかじめ相手方の同意を得なければならない。

3 前二項にかかわらず、本共同研究の結果、アイデア、ノウハウ、コンセプト、プログラム、営業秘密及び成果有体物その他の出願手続きが行われない知的財産が創作された場合、その取扱いについて甲乙協議して定める。

(秘密保持)

第7条 甲および乙は、本共同研究に関連して相手方から開示され、または知り得た相手方所有の情報であって、開示または知り得た際に秘密である旨が明示された情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、事前の相手方の承諾なしに第三者に開示してはならず、本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1)開示のときに、既に公知であった情報または既に自己が保有していた情報
- (2)開示後、自己の責によらず公知となった情報
- (3)秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (4)相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

(研究成果の公表)

第8条 本共同研究による研究成果は、甲および乙において公表することができる。ただし、前条に定める相手方の秘密情報が開示されるおそれがある場合、産業財産権の取得等の将来期待される利益を侵害するおそれがある場合等で合理的理由により公表に支障があるときは、公表の時期、方法、内容等について、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(研究成果報告書)

第9条 甲および乙は、本共同研究期間終了日までに、協力して研究成果報告書を作成し、本共同研究の成果を確認するものとする。

(非保証)

第10条 本共同研究が、研究的、実験的性格を有することに鑑みて、甲は、本共同研究が成功し、有効な成果が得られることを保証しない。また、甲は、乙が本共同研究の成果を利用した場合、その結果について一切責任を負わない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲および乙は、自らならびに自らの役職員および従業員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないことならびにこれら反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、相手方がこれに違反したときは、催告その他の手続を要せずして本契約を解除または解約できるものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 甲および乙は、相手方から開示された個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

2 甲および乙は、前項に定める個人情報を第三者に預託、提供もしくは開示し、または本共同研究の目的以外に使用、複製、改変等を行ってはならない。

3 甲および乙は、第1項に定める個人情報を、本共同研究の終了後または解約後、速やかに相手方に返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 甲または乙は、自己の故意または重大な過失により相手方に損害等を与えたときは、相手方が被った直接損害の範囲内で賠償しなければならない。

2 前項にかかわらず、甲および乙は、第11条の規定により本契約を解除または解約した場合、違反した当事者に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとする。違反した当事者は、第11条の違反により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(有効期間)

第14条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から標記の研究完了期限までとする。

2 前項にかかわらず、第4条にもとづき研究期間の途中で本共同研究を中止または延長

する場合の本契約の有効期間は、本契約締結の日から本共同研究を中止する日または延長された研究完了期限までとする。

3 前二項にかかわらず、第5条から第8条までの規定は本契約期間満了の日から5年間、第10条および第13は対象事項が存する限りその効力を有する。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、解決をはかる。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 京都府京都市伏見区石田森南町28番地の1
医療法人医仁会 武田総合病院

印

(乙)

印